

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)に規定する自立支援医療費の支給認定または支給認定の変更の申請(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 1 条の 2 第 3 号に規定する精神通院医療に係るものに限る。以下同じ。)に係る事実(法第 54 条第 1 項に規定する所得の状況に係るものに限る。以下同じ。)についての審査に係る事務を、市町において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い処理することとするため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成 18 年滋賀県条例第 71 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 法に規定する自立支援医療費の支給認定または支給認定の変更の申請に係る事実についての審査に係る事務を市町に移譲することとします。(別表関係)
- (2) この条例は、規則で定める日から施行することとします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条～第3条 省略	第1条～第3条 省略
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
(1)～(61)の3 省略	(1)～(61)の3 省略
(62)および(63) 削除	(62) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支市町 援するための法律（平成17年法律第123号）第53条 第1項および第56条第1項の申請（障害者の日常生 活及び社会生活を総合的に支援するための法律施 行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規 定する精神通院医療に係るものに限る。）に係る事 実（同法第54条第1項に規定する所得の状況に係る ものに限る。）についての審査
(64)～(76) 省略	(63) 削除
	(64)～(76) 省略